

名古屋市告示第564号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年11月19日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ここはーと訪問 看護ステーション	名古屋市北区楠味鋤五丁目1716番地	令和 6年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課